

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和8（2026）年度第1回みよし市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和8年7月24日（金）午後1時30分～午後2時15分		
開催場所	みよし市役所2階 201会議室		
出席者	（会長）酒井 喜市 （委員）大嶋 重彦、永田 志麻、石井 大、芳賀 真 大澤 和貴、鈴木 政美、深谷 初美、竹谷 玲子 中島 伸介、柴本 大慈 （事務局）浅井福祉部長、加藤福祉部次長、井川保険健康課長、 平田副主幹、野々山主任主査		
次回開催予定日	令和8年12月（予定）		
問合せ先	保険健康課国保担当 平田 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレスkokuho@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	議事録全文 <u>議事録要約</u>	要約した理由	
審議経過	1 市長あいさつ 2 諮問 3 報告事項 （1）令和7年度みよし市国民健康保険特別会計決算（見込）について （2）令和7年度みよし市国民健康保険運営協議会答申について 4 国民健康保険運営協議会開催回数の見直しについて 5 その他		
＜会議録＞ 井川保険健康課長	時間もまいりましたので、ただいまから「令和8年度第1回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。 それでは、礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。「一同、礼」ご着席ください。 申し遅れましたが、本日の進行を務めさせていただきます、保険健康課長の井川です。よろしくお願いします。 本日の会議は約1時間を予定しておりますので、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。 なお、本運営協議会につきましては、公開の会議となりますので、ご了承をお願いします。 それでは、まず、資料の確認をさせていただきます。資料は事前に送付させていただいております。		

市長 井川保険健康課長 酒井会長 井川保険健康課長	A 4で表紙に 「令和8年度第1回みよし市国民健康保険運営協議会次第」と記載がある資料を事前に送付させていただいています。 次に、机の上に置かせていただいている資料は「みよし市国民健康保険運営協議会委員名簿」となります。資料のお忘れや、不足がありましたら、事務局までお知らせください。 それでは、次第に沿って、会議を進めさせていただきます。 本日は、はじめに、小山市長より「あいさつ」を申し上げます。 (市長 あいさつ) ありがとうございました。次に酒井会長より「あいさつ」をお願いします。 (会長 あいさつ) ありがとうございました。本来であれば各委員の皆様から、ご挨拶を頂戴したいところではございますが、時間の都合上、お手元の委員名簿、そして席札をもちましてご紹介に代えさせていただきます。 なお、本日の会議には島委員と竹中委員については、欠席の連絡を受けております。 ここで、本日運営協議会に出席しております事務局の紹介をさせていただきます。 浅井福祉部長、加藤次長、井川課長、平田副主幹、野々山主任主査（各自己紹介） それでは、続きまして次第2「諮問」をさせていただきます。 小山市長お願いします。酒井会長の前にお進みください。 <市長から諮問書を会長に手渡す> ありがとうございました。なお、諮問書の写しをただ今、お配りいたしますので、ご確認ください。 (諮問書写しを配布) 恐れ入りますが、市長におかれましては、他の公務のため、ここで退席させていただきます。ありがとうございました。 (市長 退席) それでは、ただいまから議事に入ります。
酒井会長	「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第3条第1項の規定に基づき、会長が議長を務めることとなっております。酒井会長よろしく願いいたします。 それでは、規定により議長を務めさせていただきます。 まず始めに、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。 本日の出席者は11名であり、「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第6条に定める定足数に達しており、本協議会は成立しています。 はじめに、本日の議事録記名者の指名をいたしたいと存じます。今回の会議において、竹谷委員と中島委員を議事録記名者に指名させていただきますので、よろしく願います。なお、議事録は要点記載とし、書記を保険健康課の野々山主任主査をお願いいたします。 それでは、これから議事に入ります。本日は報告事項2件となっています。 ご意見、ご質問は2件の報告事項全てについて事務局の説明が終了後にまとめて、願います。 まず始めに、次第3報告事項(1)の「令和7年度みよし市国民健康保険国民健康保険特別会計決算（見込）について」事務局から説明をお願いします。
平田副主幹	保険健康課の平田です。よろしく願います。着座にて失礼いたします。 報告事項の(1)、令和7年度みよし市国民健康保険特別会計決算（見込）について、説明させていただきます。

1 ページ目をお願いします。ここの表題に「見込」とありますが、決算につきましては、9月に開催される市議会において、報告・承認をいただくことにより、正式に決定するものであり、本日は事前報告であることから、「見込」とさせていただきます。

こちら1 ページ目には、文章で令和7年度決算の総括について記載しておりますが、これは後程、お目通しいただきまして、次ページ以降の表やグラフでご説明いたします。

2 ページをご覧ください。①被保険者数です。本市においては、市全体では世帯数は多少増加傾向にありますが、国保加入世帯数、被保険者数は年々減少傾向にあります。

これは、社会保険の適用の拡大による国保被保険者の社会保険への移行、また、75歳になった被保険者が後期高齢者医療制度に移行していることの要因が続いている状況にあると考えられます。

3 ページをご覧ください。②年度別決算状況を示しております。一番右の令和7年度決算見込額としましては、合計欄にありますように、歳入44億8,593万8千541円、歳出42億9,779万9千987円で、収支差引額1億8,813万8千554円でした。

歳入欄の下から5段目に一般会計繰入金という項目があります。これは、国保事業を運営するのに、一般会計からお金をいれているものです。

この中には、法定外繰入として、基本的には、国保税が不足しているものに対して、一般会計で補てんしているものがあり、それについては、今後、削減していく必要があります。

細かい内訳につきましては、この表のとおりですが、次の4ページをご覧くださいますと、4本の折れ線グラフがあります。上から順に1本目が歳入額、2本目が歳出額、3本目が保険給付費、4本目が国保事業基金保有額を示しており、令和7年度見込においては、保険給付費以外は減額となっています。

次に、③は国民健康保険事業基金の状況です。令和7年度末における基金保有額は、1億70,56万3千556円となっています。

この基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金としての役割を担っています。

次に、④は国民健康保険税の調定額です。調定額とは、課税した額のことです。全体調定額は、被保険者数の減少、税率改正の状況により若干の変動が見られており、令和7年度は全体調定額、1人当たり、一世帯当たり調定額ともに増加しています。

次に、5ページ⑤は保険給付費の状況です。保険給付費は、一般に、医療機関等に支払う療養給付費、コルセットを作った際に本人が一時全額立替払をした場合などにおいて後から支給する療養費、それと自己負担金限度額を超えた分を支給する高額療養費に分かれます。令和7年度は令和6年度と比較して、療養給付費と高額療養費は増加し、療養費は減少しています。

次の6ページのグラフは、その推移を表しています。

7ページをご覧ください。⑥1件当たりと1人当たりの保険給付額です。令和7年度は、前年に比べ、1人当たりの保険給付額が増加しています。

次に、8ページ⑦出産育児一時金・葬祭費の状況です。出産育児一時金については、1件につき50万円以内を支給しています。葬祭費につきましては、1件につき5万円を支給しています。令和7年度では、出産育児一時金、葬祭費の支給件数はともに増加しました。これらについては、その年によって多くなったり少なくなったりがあり、見込みをたてるのが非常に難しいところがあります。

以上、国民健康保険特別会計の決算（見込み）の説明とさせてい

酒井会長 平田副主幹	たきます。 次に、報告事項（２）の「令和７年度みよし市国民健康保険運営協議会答申について」事務局から説明をお願いします。 報告事項（２）令和７年度みよし市国民健康保険運営協議会答申について、説明させていただきます。 令和８年度につきましても、「みよし市国民健康保険事業のあり方について」、市長から諮問がされました。 当協議会にて、平成30年度からの県単位化されることによる、県から示された標準保険税率や愛知県国民健康保険運営方針を踏まえ、被保険者の負担を急激に増やすことなく、一般会計からの法定外繰り入れを減らす事を念頭に、7年間かけて段階的に税率を上げていく内容を主とした平成29年度の答申を作成していただき、平成30年度より税率改正等行ってまいりました。令和３年度及び４年度の答申では令和８年度までに標準税率と同程度にするという内容でしたが、令和５年度の答申で、さらに２年延ばして税率の上昇幅を緩和し、令和10年度までに標準税率と同程度にするという内容で決定されました。 資料９ページをご覧ください。答申につきましては、令和８年２月13日に酒井会長から市長に提出され、この答申に沿って、３月議会において国民健康保険税条例の改正を行いました。 本年度につきましても、先程、市長より諮問がありましたので、「令和９年度みよし市の国保税のあり方について」答申の検討、取りまとめをお願いいたします。 市へ提出しました答申書を資料として添付させていただきましたので、今後、国保税の見直し等についてご検討いただくにあたり、参考としていただきたいと思います。よろしくお願いします。 以上、「令和７年度みよし市国民健康保険運営協議会答申についての説明とさせていただきます。
酒井会長 井川保険健康課長 平田副主幹	ただいまの事務局から説明のありました、２件の報告事項について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。 まず、決算状況についての意見をお願いします 資料４ページで国民健康保険税の調定について記載されている。７年度を単年で国民健康保険税の収納率についてはどのようになっているのか教えてほしい。また、４ページの調定額が1,060,509千円となっているが、３ページ資料の年度決算の歳入は７年度単年のものかどうか教えてほしい。 事務局はまた精査して後日提示してください。 続きまして、当運営協議会の答申について質問等があればお願いします。 次に、次第４の「協議事項」について保険健康課副主幹からご説明します。 ４ 協議事項（１）国民健康保険運営協議会の開催回数の見直しについてご説明いたします。 まず、（１）概要です。国民健康保険運営協議会につきましては、これまで年３回開催してまいりました。 今回、会議内容や開催時期を改めて精査した結果、今年度から開催回数を年３回から年２回へ見直すことについて、ご協議いただくものです。見直し後は、仮算定段階での協議を行わず、県から本算定標準保険税率が示された後の協議を中心とする運営に改めることを想定しております。 次に、（２）目的です。今回の見直しは、協議事項の重複を整理し、より効率的で実質的な協議会運営を図ることを目的とするものです。主な目的といたしましては、資料に記載のとおり、会議内容の

酒井会長 鈴木委員 野々山主任主査 酒井会長	重複の解消、本算定標準保険税率を踏まえた実質的な協議の実施、委員及び事務局の負担軽減、協議会運営の効率化でございます。 単に開催回数を減らすということではなく、最終的な税率決定により関係の深い時期に協議を重点化することで、協議会としての審議機能を確保しながら、効率的な運営を図るものでございます。 次に、(3)見直し前の開催状況です。これまでの国民健康保険運営協議会は、年3回開催してまいりました。 第1回は7月頃に開催し、前年度決算の報告や、前年度の運営協議会答申に関する報告などを行っております。第2回は12月頃に開催し、県から示される仮標準保険税率等を踏まえて、次年度の保険税率について協議を行ってまいりました。第3回は1月末頃に開催し、県から示される本算定標準保険税率を踏まえた保険税率の確定及び答申案の協議を行ってまいりました。 次に、(4)見直し前の運営における課題です。見直し前の年3回開催のうち、特に12月頃に開催している第2回運営協議会について、いくつか課題がございます。12月頃の協議では、県から示される仮標準保険税率を基に協議を行っております。 しかし、この仮標準保険税率は、あくまで本算定前の参考となる数値であり、その後、1月頃に本算定標準保険税率が示されることとなります。 そのため、12月頃に仮標準保険税率を基に協議を行った場合でも、本算定標準保険税率が示された後に、改めて税率の確認や修正が必要となる場合があります。結果として、第2回運営協議会で協議した内容について、第3回運営協議会で再度確認・協議を行うこととなり、協議内容が重複する部分が生じております。また、第2回運営協議会の協議内容は、最終的な税率決定に直結しにくい面があることも課題として整理しております。 次に、(5)見直し前と見直し後の比較です。見直し前では、7月頃、12月頃、1月頃の年3回開催としております。 見直し後は、7月頃と1月頃の年2回開催を基本とします。7月頃の開催内容については、見直し前と同様に前年度決算等の報告を行います。12月頃の仮標準保険税率等を踏まえた協議については、開催しないこととします。1月頃には、本算定標準保険税率を踏まえた保険税率等の協議・確認を行います。これにより、協議の重点を本算定後の税率協議に置き、重複協議の解消と効率的な運営を図ることができます。 以上、事務局から協議事項のご説明とさせていただきます。 また、R7年度第3回運営協議会でお配りさせていただきました税率改正表を再度、参考資料として配布させていただきました。R5からR7の過去三年間の改正状況をお示ししたもの、R8の県からの標準保険税率をお示ししたもの、残り3回(R10まで)で標準保険税率を同程度とした場合の表を1枚目としてお配りいたしました。もう1枚は、標準保険税率の賦課区分の推移をお示しした表を配布させていただきましたので今年度の協議の参考にしていただければと思います。 事務局から説明があった件について、意見ををお願いします。 周辺市町の動向はどうか。 日進市であれば年間通じて3回となっています。10月に1回目は決算報告、12月の2回目は税率の方向性を決める、翌年1月の3回目では答申書を作成し市長に答申するというものです。 私から意見を申し上げますと、他の市町の状況というよりは、当市にとってどうかという視点で考えていただきたい。まず1回目の運営協議会は必要なのかということ。1回目は決算報告が主となりま
--	---

浅井福祉部長 井川保険健康課長	す。それを事務局が当初課税等で忙しい7月の時期に必要なかどうか。回数を減らすのであれば、1回目の決算報告を廃止して、税率改定の方向性、答申案をやった方が実質的な議論ができるのではないかと。仮算定と本算定の数字が結構な差があるというのが事務局の説明でしたが、私の感覚としては方向性だけ決めていればいいのではないかと思います。様々な方向性があるので、もう一度事務局には考えていただきたい。 令和8年度について当運営協議会は残り2回を予定しており、その中で再度事務局案を示させていただきます。 ありがとうございました。以上で令和8年度第1回みよし市国民健康保険運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。
-------------------------------	--